

小型動力ポンプ軽積載車仕様書

この仕様書は、湯前町が購入する小型動力ポンプ軽積載車の仕様について定める。

軽積載車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車としての要件を備えているものであること

1. エンジン及びシャシー

- (1) エンジン ガソリン 660cc 以上とする。
- (2) シャシー トラックタイプ 4WD
- (3) ミッション オートマティクトランスミッション
- (4) 積載量 最大積載量 0.35t 以上 2.0t 以下
- (5) バッテリー DC12V30AH 以上
- (6) 乗車定員 4 名（積載部分の座席含む）
- (7) 仕様 エアコン装着仕様
座席はビニールレザー、またはビニール製の座席カバーを装着すること。

2. 艀装一般

艀装施工に際しては、配置場所の現地調査を必ず実施し、本仕様書以外についても町担当と協議のうえ、その指示を受けるものとする。

- (1) キャブは専用のシングルキャブを使用し、2 名掛けのドア付とし、床はゴムマット敷きとする。尚、運転席は前後にスライドできる構造とする。
- (2) ホース積載箱
キャビン後部に消防用ホース 6 本積載出来る箱を設けること。
- (3) ポンプ積載台
町が別途指示する型式の小型動力ポンプを荷台後車軸上部に設けること。
また、走行時等において振動、衝撃に十分耐えうる固定装置であり、安易に積みおろしができる構造であること。
- (4) 管鎗（2 本）（装置のみ）
後部荷台積みとし、取外しが容易な固定装置を設けること。なお、替口 2 個（装置のみ）は、後部に取付けるものとする。
- (5) 消火栓開閉器（装置のみ）
後部荷台
- (6) 吸水管（装置のみ）
ボディ後部右側に固定装置を装備し、取外しが容易な 2 点支持とする。なお、金

具取付は現物に合わせること。

(7) 梯子(鉄製・有効長 3、6 m ・ 吸水管頭部 1 梯)

(8) 鳶口受け 2 本(装置のみ) 後部荷台

(9) 照明灯(12 V 35 W) 1 式

(10) 標識灯(文字記入) 1 個

(11) 赤色回転灯 1 個 LED 式

回転灯は運転席天井屋根中央に台座を設けて取付ける。なお、防水装置を施し内側より補強すること。

(12) 電子サイレン 拡声装置(スピーカー 1 個付 30 W) 1 式

サイレン(スピーカー)は、赤色回転灯組込型とし、過電流防止装置を施すこと。

なお、防水装置を施し、内側より補強すること。

(13) 後退警報ブザー

(14) 各電動装置のスイッチは運転席付近にて操作出来ること。

(15) 剣先スコップ掛け(装置のみ)

(16) 赤色点滅 4 個

フロントバンパー上部と後部ゲートに設置し、スイッチは赤色回転灯と連動すること。

3. 塗装及び車輛表示

(1) 車体

朱色とし、唐草模様付ラインマークを施すこと。また、防錆及び下地処理を十分に施すこと。

(2) 表示 (記入文字)

両側ドア 金色文字、黒縁で縁取り「湯前町消防団 第 1 分団第 3 部」

左側面後部 白色文字、角ゴシック体「令和 7 年度電源立地地域対策交付金事業」

識灯両側 黒色文字、角ゴシック体「湯前町」

4. 付属品

(1) 消防団マーク 1 個

(2) スペアタイヤ(ホイール付き) 1 本

(3) 標準工具 1 式

(4) 車輪止め 1 組

(5) 自動車用消火器(ABC 粉末 3.5 kg 入) 1 本

(6) ホースカバー 1 式

5. 付属品、取付品は消防運用上効果的な装備をなすこと。

6. 付属品で国が定めた規格のあるものは、すべてその規格によること。な、その他の部品部材についても良質のものをを用いること。
7. シャシー及び艀装納入業者の範囲については、県内に営業所を置き、保守・その他のサービスが容易迅速可能であること。
8. 本仕様書に記載のない事項について、技術上当然と思われるものについては、これを省略してはならない。
9. 技術上又は材質の関係により、本仕様書に多少の変更が止むえない時はあらかじめ町担当の承認を受けるものとする。
10. 完成車の納入後、材質不良、設計の不備により生じる故障及び破損については、納入日より 12 ヶ月間、受注者がその責により無償修理及び取替えを行うものとする
11. 陸運局の車体検査及び登録手続きは一切受注者において行うものとし、納入時に関係書類を提出すること。
12. 納入場所 湯前町役場
13. 納入期限 令和8年1月30日